

議案第三十九号

中央区防災会議条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区防災会議条例等の一部を改正する条例

(中央区防災会議条例の一部改正)

第一条 中央区防災会議条例（昭和三十八年三月中央区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「六十人」を「七十人」に改める。

(中央区国民保護協議会条例の一部改正)

第二条 中央区国民保護協議会条例（平成十八年三月中央区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六十人」を「七十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

防災会議及び国民保護協議会の委員の数を変更するため、この条例案を提出します。